

議案目次

(議案番号)	(案 件)	(頁)
議案第 78 号	平成23年度盛岡市一般会計補正予算（第1号）	1
議案第 79 号	平成23年度盛岡市公設浄化槽事業費特別会計補正予算（第1号）	6
議案第 80 号	盛岡市有線テレビジョン放送施設条例を廃止する条例について	10
議案第 81 号	盛岡市市税条例の一部を改正する条例について	11
議案第 82 号	盛岡市立高等学校授業料等条例の一部を改正する条例について	13
議案第 83 号	盛岡市屋外広告物条例の一部を改正する条例について	14
議案第 84 号	盛岡市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例について	15
議案第 85 号	盛岡市公民館条例の一部を改正する条例について	18
議案第 86 号	姫神辺地総合整備計画について	19
議案第 87 号	前田高木辺地総合整備計画について	21
議案第 88 号	玉山辺地総合整備計画について	22
議案第 89 号	上日戸辺地総合整備計画について	23
議案第 90 号	薮川辺地総合整備計画について	24
議案第 91 号	字の区域の変更について	26
議案第 92 号	損害賠償事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることについて	29
議案第 93 号	財産の取得について	30
議案第 94 号	財産の取得について	31
議案第 95 号	財産の取得について	33
議案第 96 号	市道の路線の認定、廃止及び変更について	34
議案第 97 号	岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少の協議について	36
議案第 98 号	岩手県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約の協議について	37
議案第 99 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるについて	別紙
議案第 100 号	盛岡市東中野財産区管理委員の選任について	別紙
議案第 101 号	盛岡市東中野、東安庭、門財産区管理委員の選任について	別紙
議案第 102 号	専決処分につき承認を求めるについて	38
議案第 103 号	専決処分につき承認を求めるについて	40

議案第 78 号

平成23年度盛岡市一般会計補正予算（第1号）

平成23年度盛岡市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 岁入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,078,515千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 109,150,515千円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

平成23年6月10日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
13 分担金及び負担金		1,340,570	1,121	1,341,691
	2 分担金	0	1,121	1,121
15 国庫支出金		18,439,257	90,178	18,529,435
	1 国庫負担金	14,143,405	38,234	14,181,639
	2 国庫補助金	4,216,468	51,944	4,268,412
16 県支出金		5,472,808	446,391	5,919,199
	1 県負担金	2,212,659	174,613	2,387,272
	2 県補助金	2,343,378	271,778	2,615,156
18 寄附金		6,287	5,850	12,137
	1 寄附金	6,287	5,850	12,137
19 繰入金		1,708,093	224,997	1,933,090
	2 基金繰入金	1,696,903	224,997	1,921,900
21 諸収入		1,568,258	71,078	1,639,336
	5 雜入	816,833	71,078	887,911
22 市債		13,252,700	238,900	13,491,600
	1 市債	13,252,700	238,900	13,491,600
歳 入 合 計		108,072,000	1,078,515	109,150,515

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		千円 8,749,932	千円 50,117	千円 8,800,049
	1 総務管理費	6,695,516	50,117	6,745,633
3 民生費		37,958,857	300,425	38,259,282
	1 社会福祉費	14,493,163	17,434	14,510,597
	4 災害救助費	0	282,991	282,991
4 衛生費		10,058,178	190	10,058,368
	2 清掃費	3,901,756	190	3,901,946
5 労働費		300,050	252,054	552,104
	1 労働諸費	300,050	252,054	552,104
6 農林費		2,518,514	3,260	2,521,774
	1 農業費	2,156,172	970	2,157,142
	2 林業費	362,342	2,290	364,632
7 商工費		1,545,525	103,000	1,648,525
	1 商工費	1,545,525	103,000	1,648,525
10 教育費		10,592,141	9,268	10,601,409
	1 教育総務費	766,433	538	766,971
	2 小学校費	3,029,531	8,730	3,038,261
11 災害復旧費		1	360,201	360,202

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
	1 公共土木施設災害復旧費	1	48,159	48,160
	2 厚生労働施設災害復旧費	0	7,963	7,963
	3 農林業施設災害復旧費	0	9,862	9,862
	4 文教施設災害復旧費	0	283,999	283,999
	5 その他公共施設・公用施設災害復旧費	0	10,218	10,218
歳出	合計	108,072,000	1,078,515	109,150,515

第 2 表 地方債補正

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額		起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
	補 正 前	補 正 後			
総務施設災害復旧事業債		5,200	借入先 財務省、銀行及びその他 借入方法 証書借入又は証券発行 借入時期 平成23年度	年 4.0%以内 (ただし、利率見直し方 式で借り入れる資金につい て、利率の見直しを行った 後においては、当該見直し後 の利率)	政府資金その他借入 先の融資条件による。 ただし、財政又は借 入先の都合並びに金融 の状態により繰り上げ 償還し、又は償還年限 を短縮し若しくは低利 に借換えすることができる。
民生施設災害復旧事業債		3,600			
衛生施設災害復旧事業債		1,100			
道路橋りょう災害復旧事業債		1,600			
公園災害復旧事業債		2,400			
その他土木施設災害復旧事業債		17,400			
公立学校施設災害復旧事業債		29,600			
社会教育施設災害復旧事業債		23,200			
体育施設災害復旧事業債		154,800			
計	13,252,700	13,491,600			

議案第 79 号

平成23年度盛岡市公設浄化槽事業費特別会計補正予算（第1号）

平成23年度盛岡市の公設浄化槽事業費特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 岁入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,480千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29,725千円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

平成23年6月10日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 国庫支出金		千円 7,762	千円 690	千円 8,452
	1 国庫補助金	7,762	690	8,452
4 繰入金		1,836	190	2,026
	1 一般会計繰入金	1,836	190	2,026
7 市債		12,500	600	13,100
	1 市債	12,500	600	13,100
歳 入 合 計		28,245	1,480	29,725

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 災害復旧費		千円 0	千円 1,480	千円 1,480
	1 公設浄化槽災害復旧費	0	1,480	1,480
歳 出	合 計	28,245	1,480	29,725

第 2 表 地方債補正

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額		起 傷 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
	補 正 前	補 正 後			
公 設 浄 槽 災 害 復 旧 事 業 債		600	借入先 財務省、銀行 及びその他 借入方法 証書借入又 は証券発行 借入時期 平成23年度 ただし、財政の都 合等により起債金額 の全部又は一部を翌 年度に繰り延べて起 債することができ る。	年 4.0%以内 (ただし、 利率見直し方 式で借り入れ る資金につい て、利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)	政府資金その他借入 先の融資条件による。 ただし、財政又は借 入先の都合並びに金融 の状態により繰り上げ 償還し、又は償還年限 を短縮し若しくは低利 に借換えする能够 性がある。
計	12,500	13,100			

議案第 80 号

盛岡市有線テレビジョン放送施設条例を廃止する条例について

盛岡市有線テレビジョン放送施設条例を廃止する条例を次のとおり定めるものとする。

平成23年 6月10日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市有線テレビジョン放送施設条例を廃止する条例

盛岡市有線テレビジョン放送施設条例（平成4年条例第9号）は、廃止する。

附 則

- 1 この条例は、平成23年7月25日から施行する。
- 2 盛岡市有線テレビジョン放送施設整備事業分担金条例（平成4年条例第26号）は、廃止する。
- 3 前項の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

提案理由

有線テレビジョン放送施設を廃止しようとするものである。

議案第 81 号

盛岡市市税条例の一部を改正する条例について

盛岡市市税条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成23年 6月10日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市市税条例の一部を改正する条例

盛岡市市税条例（昭和25年条例第16号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 2 条を加える。

（東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期限の特例）

第37条 所得割の納稅義務者が前年分の所得税につき東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第13条第1項の規定の適用を受けた場合における附則第5条の3及び附則第5条の3の2の規定の適用については、附則第5条の3第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4第6項」とあるのは「法附則第45条第2項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項」と、附則第5条の3の2第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4の2第5項」とあるのは「法附則第45条第2項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第5項」と、同条第2項第2号中「租税特別措置法第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」とする。

（東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）

第38条 法附則第56条第1項（同条第2項において準用する場合及び同条第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される場合を含む。第3号において同じ。）の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 納稅義務者の住所及び氏名又は名称並びに当該納稅義務者が施行令附則第33条第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあつては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係
- (2) 法附則第56条第1項に規定する被災住宅用地の上に平成23年度に係る賦課期日において存し

た家屋の所有者及び家屋番号

(3) 当該年度に係る賦課期日において法附則第56条第1項の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由

(4) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

2 法附則第56条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る平成24年度から平成33年度までの各年度分の固定資産税については、第64条の2の規定は適用しない。

3 法附則第56条第4項に規定する特定被災共用土地（以下この項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の按分の申出は、同項に規定する特定被災共用土地納稅義務者（以下この項において「特定被災共用土地納稅義務者」という。）の代表者が毎年1月31までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所及び氏名

(2) 特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途

(3) 特定被災共用土地に係る法附則第56条第3項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途

(4) 各特定被災共用土地納稅義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納稅義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合

(5) 法附則第56条第3項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法

4 法附則第56条第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた仮換地等（以下この項において「仮換地等」という。）に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納稅義務者」とあるのは「仮換地等納稅義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則に2条を加える改正規定（附則第37条に係る部分に限る。）は、平成24年1月1日から施行する。

提案理由

地方税法（昭和25年法律第226号）の改正に伴い、東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期限の特例を設けるとともに、東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等の手続きを定めようとするものである。

議案第 82 号

盛岡市立高等学校授業料等条例の一部を改正する条例について

盛岡市立高等学校授業料等条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成23年 6月10日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市立高等学校授業料等条例の一部を改正する条例

盛岡市立高等学校授業料等条例（昭和40年条例第19号）の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

- 4 第4条及び第5条の規定にかかわらず、市長は、東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）により甚大な被害を受けたと認めた者に対しては、入学考查料及び入学料を免除することができる。
- 5 前項の規定に基づき入学考查料及び入学料を免除したときは、第7条の規定にかかわらず、平成23年3月11日以後に納付された入学考查料及び入学料は、還付する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

東日本大震災により甚大な被害を受けたと認めた者について入学考查料及び入学料を免除できるようにしようとするものである。

議案第 83 号

盛岡市屋外広告物条例の一部を改正する条例について

盛岡市屋外広告物条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成23年 6月10日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市屋外広告物条例の一部を改正する条例

盛岡市屋外広告物条例（平成19年条例第68号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 2 項を加える。

- 4 第45条第1項本文の規定にかかわらず、市長は、東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）により甚大な被害を受けたと認めた者に対しては、手数料の全部又は一部を免除することができる。
- 5 前項の規定に基づき手数料を免除したときは、第45条第2項の規定にかかわらず、平成23年3月11日以後に納付された手数料のうち、免除した手数料の額に相当する金額を還付する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

東日本大震災により甚大な被害を受けたと認めた者について屋外広告物の表示の許可等に係る手数料を免除できるようにしようとするものである。

議案第 84 号

盛岡市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律

第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例について

盛岡市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例を次のとおり定めるものとする。

平成23年6月10日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律

第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「法」という。）第10条第1項の規定に基づき、工場立地法（昭和34年法律第24号）第4条第1項の規定により公表された準則（以下「法準則」という。）に代えて適用すべき準則を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、工場立地法に定めるところによる。

(区域並びに緑地及び環境施設の敷地面積に対する割合)

第3条 この条例を適用する区域及び当該区域の範囲並びに当該区域における緑地及び環境施設の面積のそれぞれの敷地面積に対する割合は、次表のとおりとする。

区域の区分	区域	区域の範囲	緑地の面積 の敷地面積 に対する割 合	環境施設の 面積の敷地 面積に対す る割合
甲種区域	法第10条第1項の同意企業立地重点促進区域（以下「同意企業立地重点促進区域」という。）のうち盛岡南新都市産業等用地	盛岡南新都市土地区画整理事業 204街区の一部	100分の15 以上	100分の20 以上
	同意企業立地重点促進区域のうち青山地区工業用地	青山二丁目の一部		
	同意企業立地重点促進区域のうちみたけ地区工業用地	みたけ六丁目の一部		

乙種区域	同意企業立地重点促進区域 のうち盛岡工業団地	玉山区渋民字狐沢の一部及び玉山区渋民字岩鼻の一部	100分の10 以上	100分の15 以上
	同意企業立地重点促進区域 のうち芋田地区工業地域	玉山区芋田字上芋田の一部及び玉山区芋田字下芋田の一部		
	同意企業立地重点促進区域 のうち生出地区工業用地	玉山区下田字生出の一部		
	同意企業立地重点促進区域 のうち四十四田工業団地	上田字松屋敷の一部及び上田字岩脇の一部		
	同意企業立地重点促進区域 のうち上武道地区工業用地	玉山区芋田字上武道の一部		
	同意企業立地重点促進区域 のうち芋田向地区工業用地	玉山区好摩字上山の一部及び玉山区好摩字芋田向の一部		

附 則

- 1 この条例は、平成23年7月1日から施行する。
- 2 昭和49年6月28日に設置されている又は設置のための工事が行われている工場立地法第6条第1項に規定する製造業等に係る工場又は事業場（以下「既存工場等」という。）が第3条の表における甲種区域の区域の範囲内に存する場合であって、当該既存工場等において、生産施設の面積の変更（生産施設の面積の減少を除く。以下同じ。）が行われるときは、同条の表の各欄に定める割合に適合する緑地及び環境施設の面積の算定は、それぞれ次の各号に掲げる式によって行うものとする。
 - (1) 当該生産施設の面積の変更に伴い設置する緑地の面積 $G \geq (P/\gamma) (0.15 - G_0/S)$ とする。ただし、 $(P/\gamma) (0.15 - G_0/S) > 0.15S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.15S - G_1$ とし、 $0.15S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。これらの式において、 G 、 P 、 γ 、 G_0 、 S 及び G_1 は、それぞれ次の数値を表すものとする。
 - ア G 当該変更に伴い設置する緑地の面積
 - イ P 当該変更に係る生産施設の面積
 - ウ γ 当該既存工場等が属する法準則別表第1の上欄に掲げる業種についての同表の下欄に掲げる割合
 - エ G_0 当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な緑地の面積の合計を超える面積

オ S 当該既存工場等の敷地面積

カ G₁ 当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計

(2) 当該生産施設の面積の変更に伴い設置する環境施設の面積 $E \geq (P/\gamma) (0.2 - E_0/S)$ とする。ただし、 $(P/\gamma) (0.2 - E_0/S) > 0.2S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.2S - E_1$ とし、 $0.2S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。これらの式において、E、P、γ、E₀、S及びE₁は、それぞれ次の数値を表すものとする。

ア E 当該変更に伴い設置する環境施設の面積

イ P 当該変更に係る生産施設の面積

ウ γ 当該既存工場等が属する法準則別表第1の上欄に掲げる業種についての同表の下欄に掲げる割合

エ E₀ 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた環境施設の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な環境施設の面積の合計を超える面積

オ S 当該既存工場等の敷地面積

カ E₁ 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた環境施設の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計

提案理由

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号）第10条第1項の規定に基づき、工場又は事業場の敷地面積に対する緑地及び環境施設の面積の割合に関する基準の特例を定めようとするものである。

議案第 85 号

盛岡市公民館条例の一部を改正する条例について

盛岡市公民館条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成23年 6月10日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市公民館条例の一部を改正する条例

盛岡市公民館条例（昭和55年条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表第1号の表中

創作展示室	1,200円	1,600円	1,200円	2,800円
-------	--------	--------	--------	--------

2,800円 4,000円 を

創作展示室	1,200円	1,600円	1,200円
第1企画展示室	2,900円	3,800円	2,900円
第2企画展示室	1,500円	2,000円	1,500円

2,800円	2,800円	4,000円
6,700円	6,700円	9,600円
3,500円	3,500円	5,000円

に改める。

附 則

この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。

提案理由

中央公民館に設置する第1企画展示室及び第2企画展示室の使用料を定めようとするものである。

姫神辺地総合整備計画について

姫神辺地総合計画を次のとおり定めるものとする。

平成23年6月10日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

姫神辺地総合整備計画

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 字太子堂, 葛巻, 川久保, 田茂内
(2) 辺地の中心の位置 盛岡市玉山区馬場字田茂内 104番地
(3) 辺地度点数 143点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

当辺地は、市の北東端に位置し、山あいに散在する農畜産業を基幹とする集落で構成されており、次の事情により、公共的施設の整備を必要とする。

- (1) 積雪による孤立化への対策として、除雪機械を整備する必要がある。
(2) 集落内の小学校が統廃合されたことから、児童生徒の安全な通学手段を確保するため、スクールバスを配備する必要がある。
(3) 集会施設の利便性を向上させるため、トイレの水洗化を行う必要がある。
(4) 医療受診の機会を確保するため、通院手段である患者輸送バスを配備する必要がある。
(5) 火災発生時に迅速な消火活動が可能となるよう、老朽化が著しい消防車両を更新する必要がある。

3 公共的施設の整備計画

平成23年度から平成27年度まで5年間

(単位 千円)

施設名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
除雪機械	盛岡市	36,105		36,105	36,100
通学施設	盛岡市	4,386		4,386	4,300
その他集会施設	盛岡市	7,035		7,035	7,000
診療施設	盛岡市	8,000		8,000	8,000
消防施設	盛岡市	9,934		9,934	9,900
合 計		65,460		65,460	65,300

提案理由

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項の規定に基づき、姫神辺地総合整備計画を定めようとするものである。

議案第 87 号

前田高木辺地総合整備計画について

前田高木辺地総合計画を次のとおり定めるものとする。

平成23年 6月10日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

前田高木辺地総合整備計画

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 字前田, 高木, 赤坂
(2) 辺地の中心の位置 盛岡市玉山区馬場字前田30番地2
(3) 辺地度点数 140点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

当辺地は、姫神山の西部に位置し、山あいに散在する農畜産業を基幹とする集落で構成されており、次の事情により、公共的施設の整備を必要とする。

- (1) 地域内の集会施設が老朽化しており、地域防災の拠点、避難場所となる集会施設を整備する必要がある。
(2) 火災発生時に迅速な消火活動が可能となるよう、老朽化が著しい消防車両を更新する必要がある。

3 公共的施設の整備計画

平成23年度から平成27年度まで5年間

(単位 千円)

施設名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
その他集会施設	盛岡市	53,700		53,700	53,700
消防施設	盛岡市	9,934		9,934	9,900
合 計		63,634		63,634	63,600

提案理由

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項の規定に基づき、前田高木辺地総合整備計画を定めようとするものである。

議案第 88 号

玉山辺地総合整備計画について

玉山辺地総合計画を次のとおり定めるものとする。

平成23年 6月10日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

玉山辺地総合整備計画

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 字大二子, 中の又, 時館, 小田沢, 糜森, 山谷, 小森,
中里, 川久保, 祝の沢, 金谷沢, 姥前, 日影, 石名田,
大平
- (2) 辺地の中心の位置 盛岡市玉山区玉山字日影37番地4
- (3) 辺地度点数 114点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

当辺地は姫神山の南西部に位置し, 山あいに散在する農畜産業を基幹とする集落で構成されており, 次の事情により, 公共的施設の整備を必要とする。

- (1) 当地域に通じる道路は幅員が狭く未舗装であり日常生活に不便をきたしていることから, 市道の整備を行う必要がある。
- (2) 当地域を縦貫する広域農道や市道の冬季の安全確保を図るため, 凍結防止剤散布車両を配備する必要がある。

3 公共的施設の整備計画

平成23年度から平成27年度まで5年間

(単位 千円)

施設名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
市道	盛岡市	170,000	93,500	76,500	76,500
除雪機械	盛岡市	17,400		17,400	17,400
合 計		187,400	93,500	93,900	93,900

提案理由

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項の規定に基づき, 玉山辺地総合整備計画を定めようとするものである。

議案第 89 号

上日戸辺地総合整備計画について

上日戸辺地総合計画を次のとおり定めるものとする。

平成23年6月10日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

上日戸辺地総合整備計画

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 字新田, 姥懐, 森子, 日影, 間洞, 古屋敷, 七手役, 中平, 岩井沢
(2) 辺地の中心の位置 盛岡市玉山区日戸字中平33番地
(3) 辺地度点数 106点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

当辺地は姫神山の南西部に位置し, 山あいに散在する農畜産業を基幹とする集落で構成されており, 次の事情により, 公共的施設の整備を必要とする。

市民が中心となって桜の植樹を行った区域について, 観光資源としての活用を図るため, 所要の整備を行う必要がある。

3 公共的施設の整備計画

平成23年度から平成27年度まで5年間

(単位 千円)

施設名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
観光・レクリエーション施設	盛岡市	150,000		150,000	150,000
合 計		150,000		150,000	150,000

提案理由

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項の規定に基づき, 上日戸辺地総合整備計画を定めようとするものである。

議案第 90 号

薮川辺地総合整備計画について

薮川辺地総合計画を次のとおり定めるものとする。

平成23年6月10日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

薮川辺地総合整備計画

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 字末崎川, 町村, 日向, 逆川, 橋場, 外山, 亀橋,
大の平
- (2) 辺地の中心の位置 盛岡市玉山区薮川字大の平31番地49
- (3) 辺地度点数 136点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

当辺地は、山あいに散在する農林業を基幹産業とする集落で構成されており、次の事情により、
公共的施設の整備を必要とする。

- (1) 市の中心地への移動経路は国道 455号のみであることから、地区住民の交通の利便性を向上
させるため、補助幹線道路の改良整備を行う必要がある。
- (2) 地上デジタル放送の難視聴地域が多いことから、情報通信格差等の是正のため、電気通信施
設を整備する必要がある。
- (3) 集会施設の利便性を向上させるため、トイレの水洗化を行う必要がある。
- (4) 消防屯所等が老朽化し消防力・防災力の低下が懸念されていることから、消防屯所を整備し、
併せて老朽化の著しい消防車両を更新する必要がある。
- (5) 住民所得の向上や都市地域との交流を図るため、冷涼な自然風土から育まれる農産物を加
工・販売する施設を整備する必要がある。

3 公共的施設の整備計画

平成23年度から平成27年度まで5年間

(単位 千円)

施設名	事業 主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
市道	盛岡市	328,000	180,400	147,600	147,400
電気通信施設	盛岡市	28,685	23,506	5,179	5,100
その他集会施設	盛岡市	2,938		2,938	2,900
消防施設	盛岡市	55,900		55,900	55,800

地場産業振興施設	盛岡市	36,100		36,100	36,000
合 計		451,623	203,906	247,717	247,200

提案理由

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項の規定に基づき、蘿川辺地総合整備計画を定めようとするものである。

議案第 91 号

字の区域の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 260条第1項の規定により、盛岡市の字の区域を次のとおり変更するものとする。

平成23年6月10日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

1 盛岡市玉山区渋民字鶴飼に編入する区域（別図1、別図2及び別図3のとおり。）

- (1) 盛岡市玉山区渋民字泉田85番1の一部 17.84平方メートル, 87番1の一部 10.11平方メートル, 87番2の一部 35.19平方メートル, 87番10の一部 21.12平方メートル, 88番3の一部 24.15平方メートル, 88番4の一部 21.97平方メートル, 88番5の一部 12.95平方メートル及び88番12の一部2.09平方メートル並びにこれらの区域に隣接する水路である公有地の一部
- (2) 盛岡市玉山区渋民字鶴塚13番2の一部 14.15平方メートル, 13番5の一部6.99平方メートル, 13番9の一部3.31平方メートル及び28番4の一部2.32平方メートル並びにこれらの区域に隣接する道路及び水路である公有地の一部

2 盛岡市玉山区渋民字小前田に編入する区域（別図1、別図5、別図6及び別図8のとおり。）

- (1) 盛岡市玉山区渋民字駅1番, 2番, 3番1, 3番2, 3番5, 3番6, 3番8, 3番9, 4番1の一部1,677.02平方メートル, 4番2, 10番2, 10番3, 10番4及び82番1の一部 69.99平方メートル並びにこれらの区域に隣接する道路である公有地の一部
- (2) 盛岡市玉山区渋民字泉田3番1の一部149.21平方メートル及び4番の一部4.66平方メートル並びにこれらの区域に隣接する道路及び水路である公有地の一部

3 盛岡市玉山区渋民字駅に編入する区域（別図1、別図5、別図6及び別図8のとおり。）

- (1) 盛岡市玉山区渋民字小前田39番1の一部103.74平方メートル, 39番2の一部140.62平方メートル, 39番3の一部9.83平方メートル及び39番4の一部 37.30平方メートル並びにこれらの区域に隣接する道路である公有地の一部
- (2) 盛岡市玉山区渋民字泉田2番の一部 95.52平方メートル及び3番1の一部235.88平方メートル並びにこれらの区域に隣接する水路である公有地の一部

4 盛岡市玉山区渋民字泉田に編入する区域（別図1、別図2、別図3、別図4、別図5、別図6及び別図7のとおり。）

- (1) 盛岡市玉山区渋民字小前田2番2の一部399.75平方メートル, 2番3の一部715.80平方メートル, 2番5の一部 32.00平方メートル, 2番6の一部476.43平方メートル, 3番1の一部 415.25平方メートル, 3番2, 3番3, 3番4, 3番5の一部533.19平方メートル, 3番6の一部 62.18平方メートル, 3番7の一部300.94平方メートル, 4番1の一部755.16平方メートル, 4番2, 4番3の一部 48.42平方メートル, 4番4の一部930.06平方メートル, 6番1の

一部 10.93平方メートル, 6番3の一部6.22平方メートル, 14番1の一部631.36平方メートル,
14番9の一部 10.22平方メートル, 93番1, 93番3の一部244.31平方メートル, 95番の一部
68.71平方メートル, 96番1の一部130.17平方メートル, 96番2の一部 49.98平方メートル,
97番の一部 18.62平方メートル, 125番1の一部282.72平方メートル, 125番2, 125番3,
125番4の一部244.38平方メートル, 153番1の一部 12.84平方メートル及び 153番2の一部
44.58平方メートル並びにこれらの区域に隣接する道路及び水路である公有地の一部

(2) 盛岡市玉山区渋民字駅75番1の一部1,374.95平方メートル, 75番9の一部227.29平方メートル,
75番10の一部1.90平方メートル, 75番11の一部188.02平方メートル, 76番1の一部542.05
平方メートル, 77番の一部 50.25平方メートル, 78番2の一部458.53平方メートル及び80番の
一部 62.44平方メートル並びにこれらの区域に隣接する水路である公有地の一部

(3) 盛岡市玉山区渋民字鶴塚1番1, 1番2, 1番4の一部 32.11平方メートル, 1番5, 1番
6の一部9.32平方メートル, 64番1の一部727.31平方メートル, 64番2の一部 13.90平方メー
トル, 68番の一部 11.86平方メートル及び75番の一部 36.61平方メートル並びにこれらの区域
に隣接する道路である公有地の一部

5 盛岡市玉山区渋民字鶴塚に編入する区域（別図1, 別図2及び別図4のとおり。）

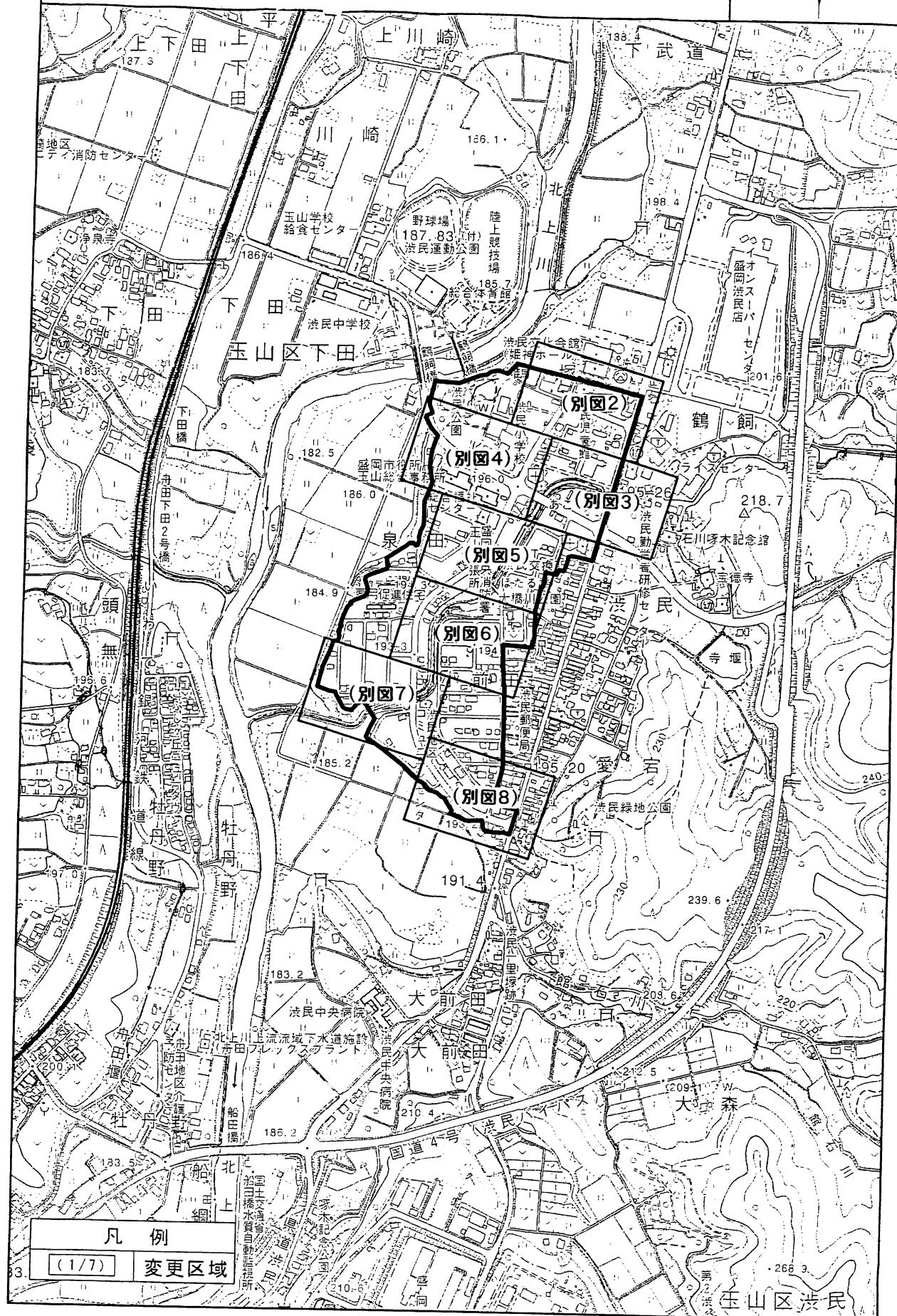
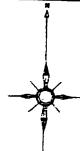
盛岡市玉山区渋民字泉田67番1の一部0.80平方メートル, 67番13の一部 30.36平方メートル,
67番14の一部5.63平方メートル, 67番17の一部 68.21平方メートル, 67番19の一部4.35平方メー
トル, 77番2の一部 53.87平方メートル, 77番3の一部0.84平方メートル, 78番3, 78番4の一
部181.73平方メートル, 78番5の一部 62.48平方メートル, 80番6の一部1.89平方メートル, 83
番, 87番1の一部 47.51平方メートル, 87番7, 88番3の一部355.74平方メートル, 88番4の一
部644.55平方メートル, 88番5の一部2.80平方メートル, 88番10, 88番11, 88番12の一部 12.91
平方メートル及び88番13並びにこれらの区域に隣接する道路及び水路である公有地の一部

提案理由

盛岡広域都市計画事業渋民地区土地区画整理事業の施行により土地の区画形質が変更されたこと
に伴い、字の区域を変更しようとするものである。

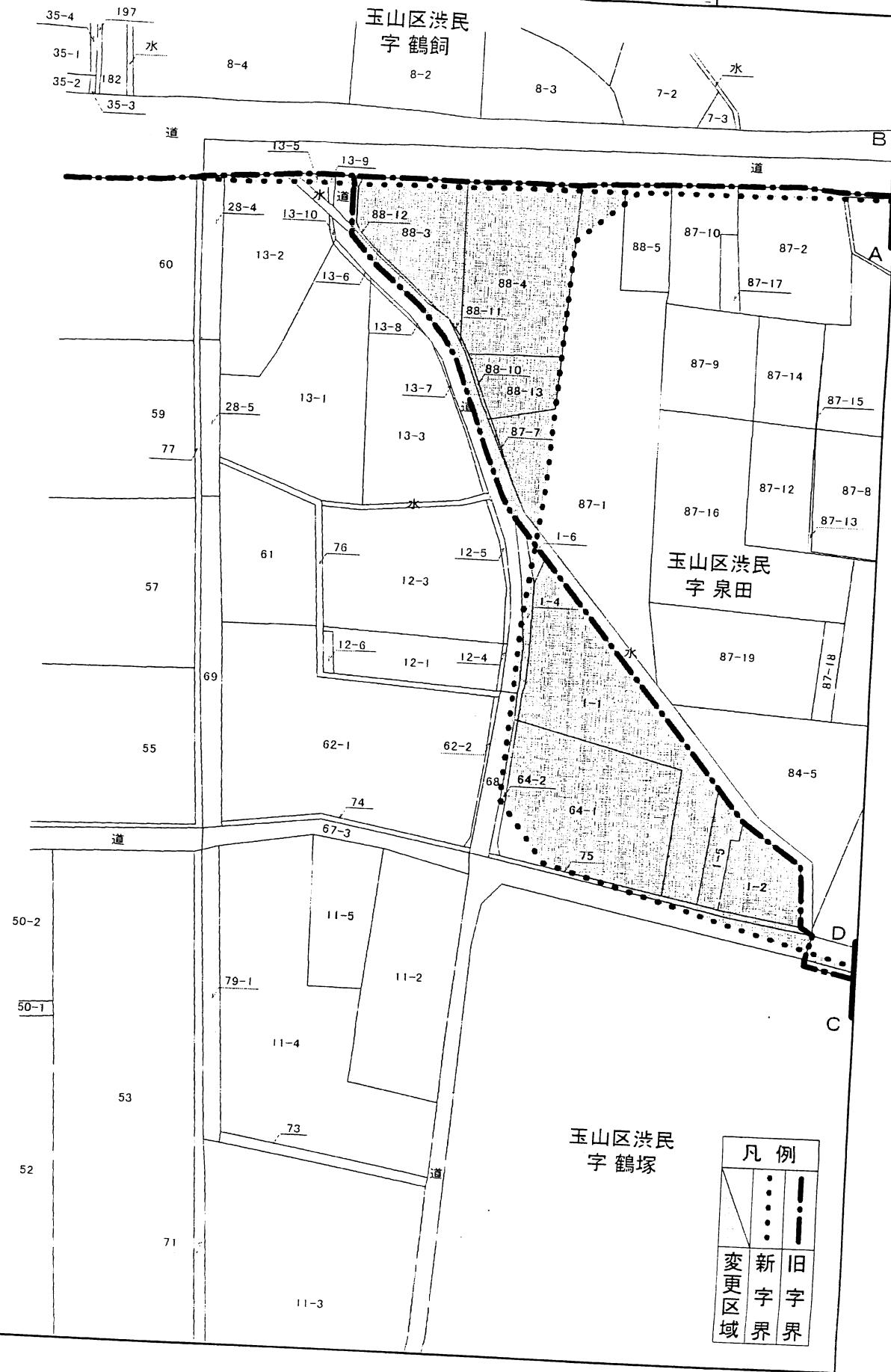
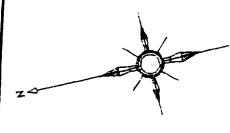
別図1 S=1:10,000
字の区域の変更位置図(沿民地区)

S=1:10, 000



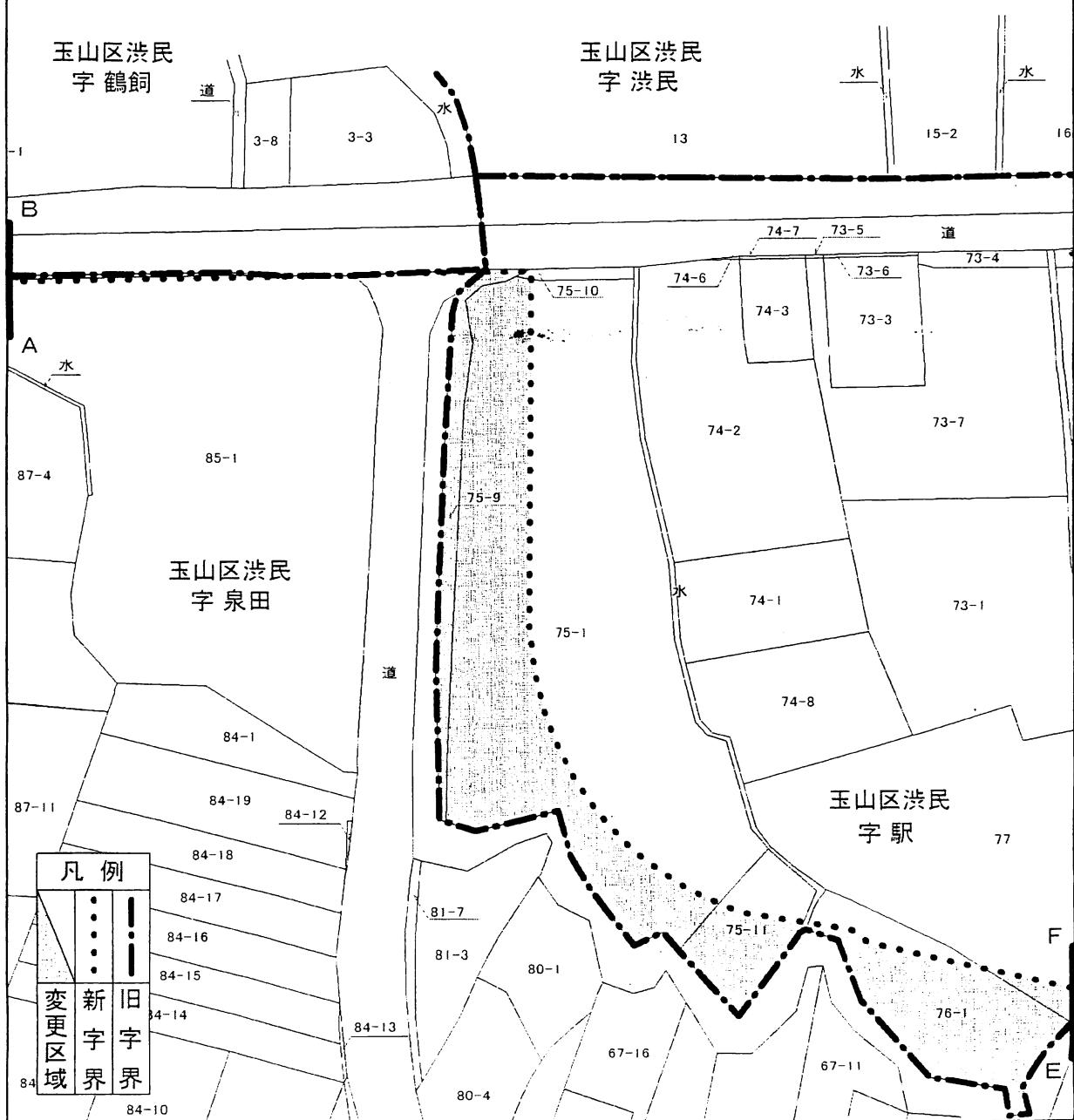
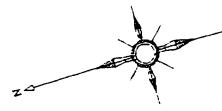
別図2
字の区域の変更図(渋民地区)

S=1:1,000



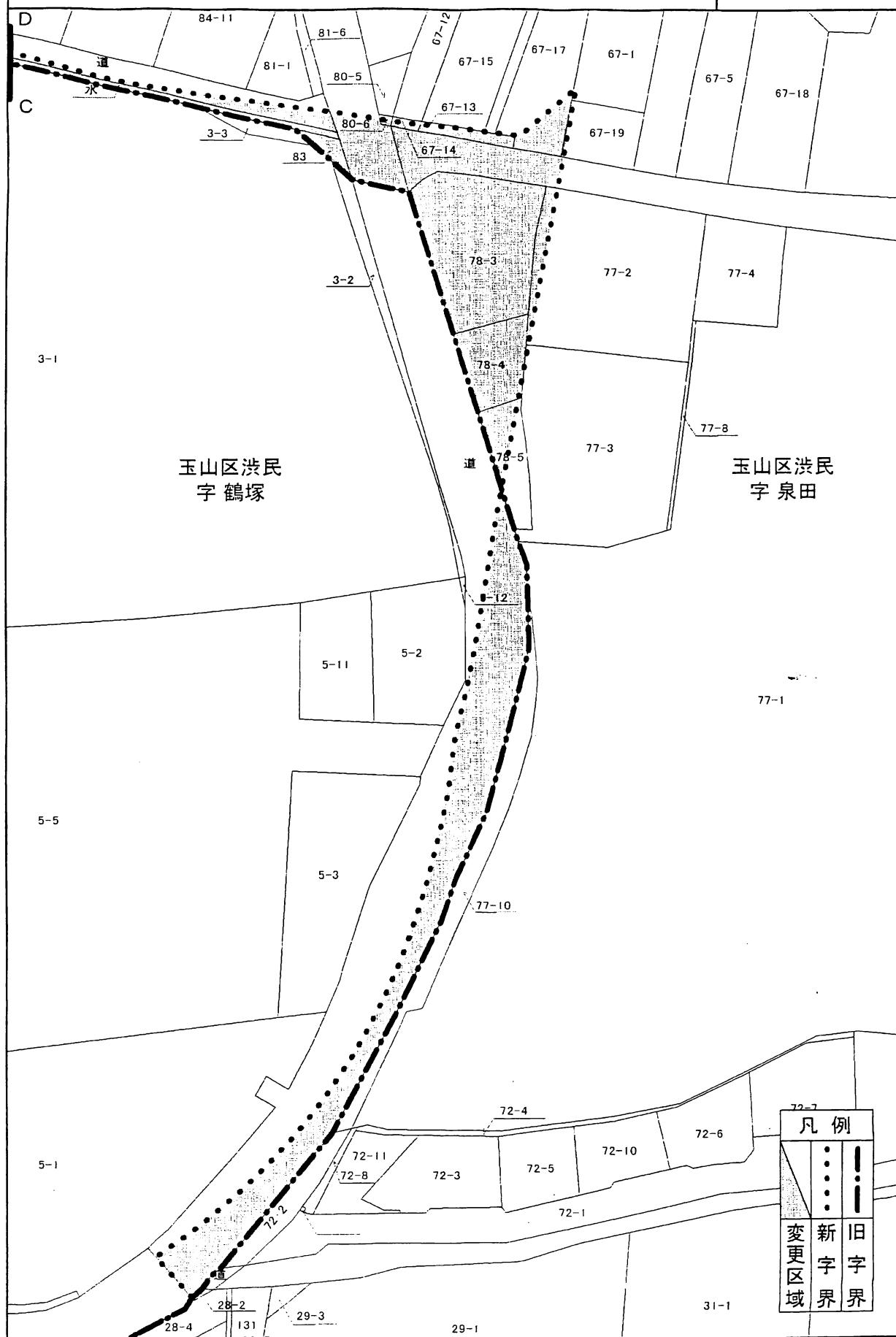
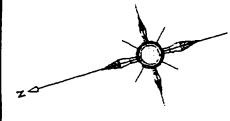
別図3
字の区域の変更図(渋民地区)

S=1:1,000



別図4
字の区域の変更図(渋民地区)

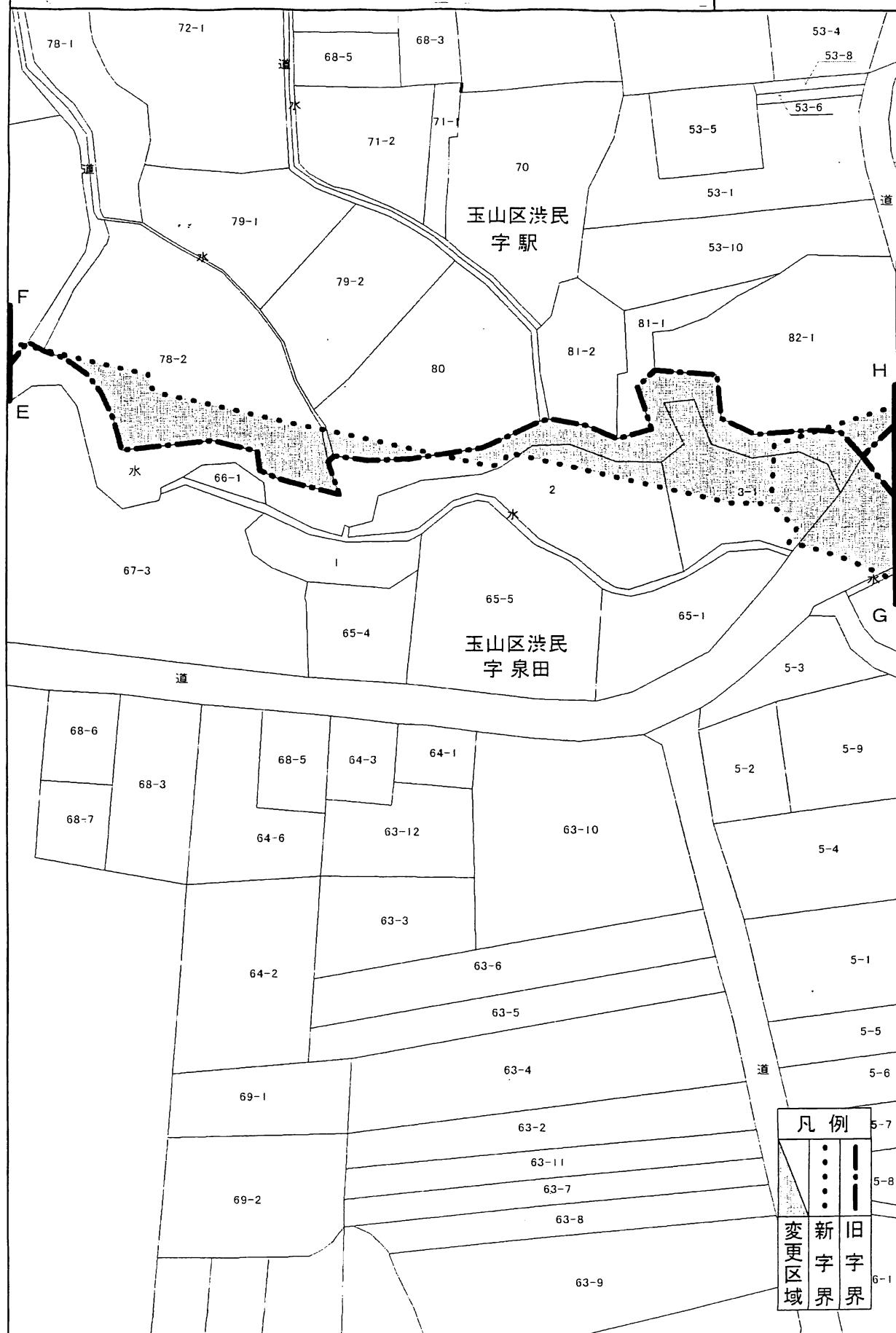
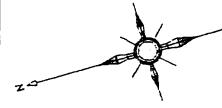
S=1:1,000



別図5

S=1:1,000

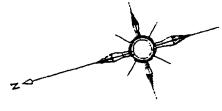
字の区域の変更図(渋民地区)



別図6

S=1:1,000

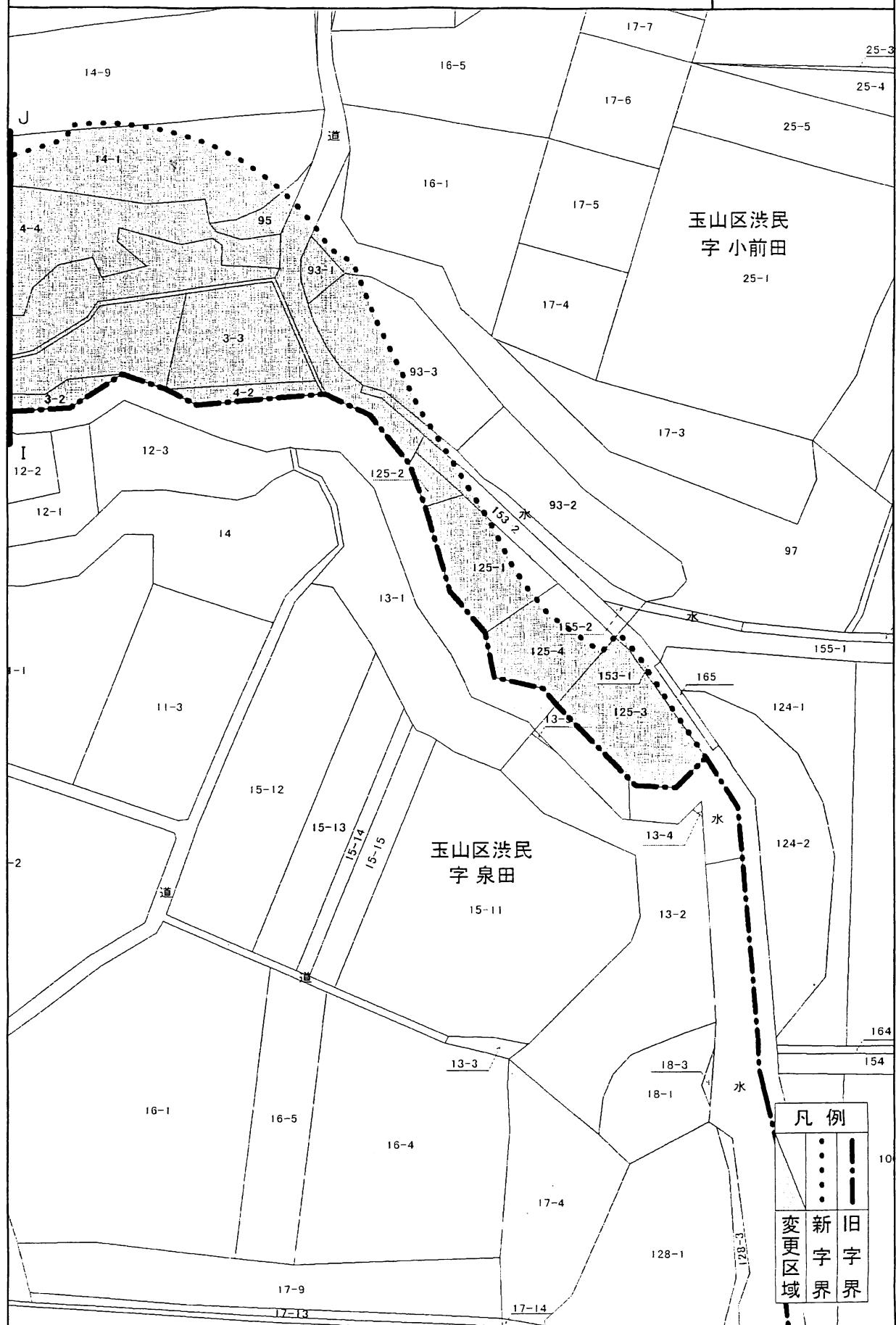
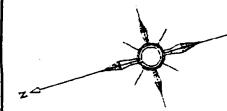
字の区域の変更図(渋民地区)



別図7

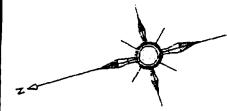
S=1:1,000

字の区域の変更図(渋民地区)



別図8

S=1:1,000
字の区域の変更図(渋民地区)



玉山区渋民
字 愛宕

34-2 34-1 34-3 35-1 37 37-2 68 38 38-2 道 39 39-2 39-3 水

道

道

道

道

玉山区渋民
字 駅

16

15

14-2

13

12

9

7

6

5

4-3

39-2

39-4

39-1

38-5

175

38-2

-2

21-2

20

21-4

21-5

21-1

19-1

22-2

22-1

3-6

3-5

3-2

3-9

玉山区渋民
字 小前田

23

4-1

4-2

2

157-2

157-1

145-1

145-2

173

17-10

17-1

26

道

143-2

143-1

25-2

変更区域	凡 例	
	新字界	旧字界
	●	—

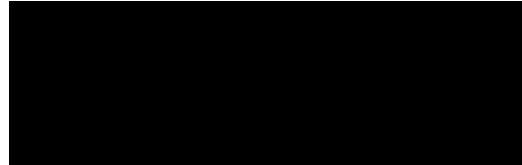
議案第 92 号

損害賠償事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることについて
次のとおり損害賠償請求に係る和解をし、及びこれに伴う損害賠償の額を定める。

平成23年 6月10日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

1 和解及び損害賠償の相手方



2 和解の内容

損害賠償の額を 3 のとおり定め、当事者は、このほかに債権債務がないことを確認した。

3 損害賠償の額 金 537,075円也

4 損害賠償の原因

平成23年 3月11日盛岡市玉山区馬場字馬場地内において、公用車が国道4号線を走行中、凍結した路面をスリップし、対向してきた車両に衝突して損傷させたことによる。

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 93 号

財産の取得について

次のとおり土地を取得するものとする。

平成23年6月10日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

1 取得する土地

土 地 の 所 在 地	種 別	数 量	取得予定価格
盛岡市上田字堤頭4番1ほか6筆	雑種地	5,867.43m ²	230,937,869円

2 取得の方法 買入れ

3 取得の相手方 盛岡市内丸12番2号

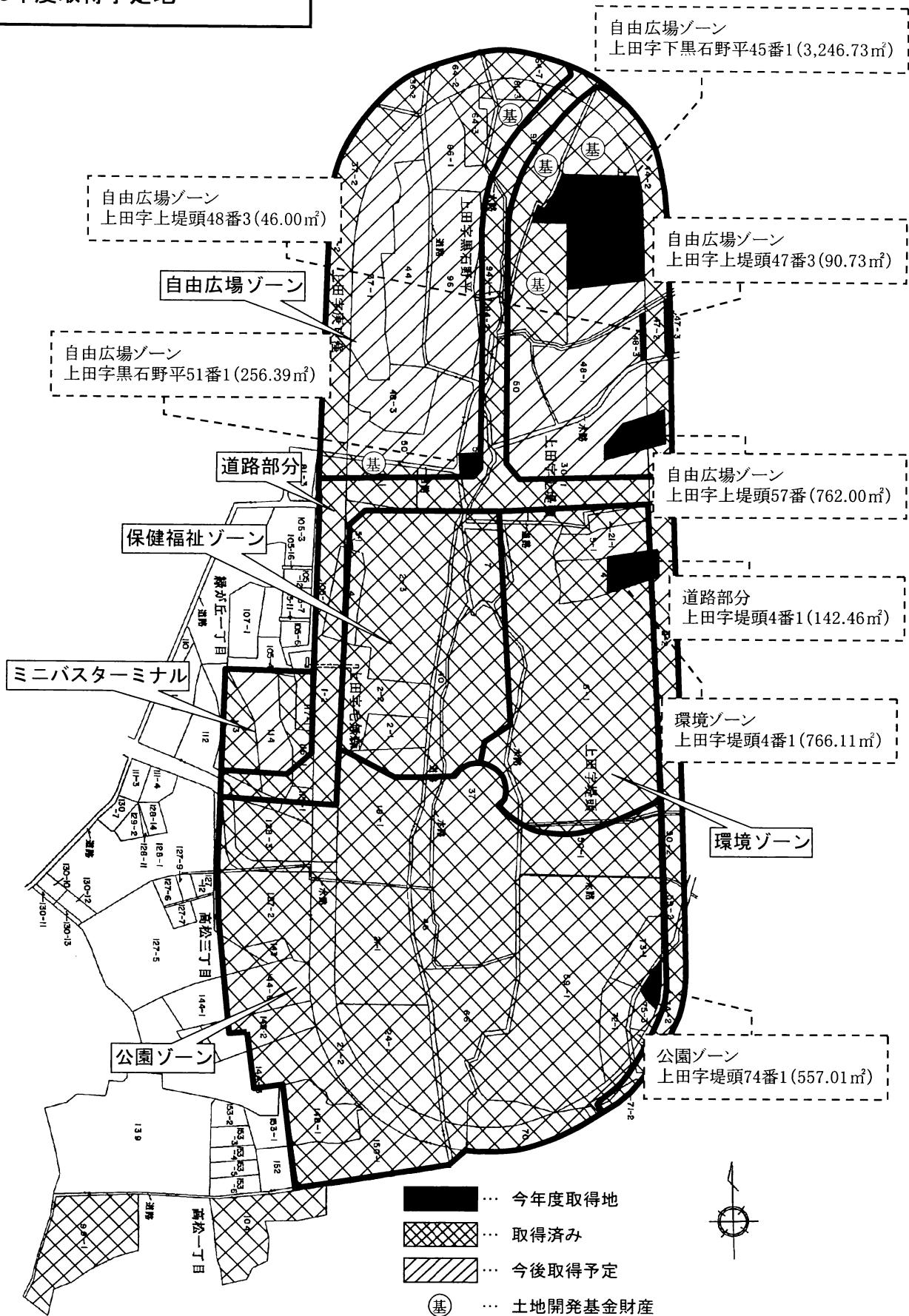
盛岡地区広域土地開発公社

4 見 取 図 別添による。

提案理由

公共用地とするため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び盛岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第15号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

旧盛岡競馬場跡地整備事業に係る 平成23年度取得予定地



議案第 94 号

財産の取得について

次のとおり土地を取得するものとする。

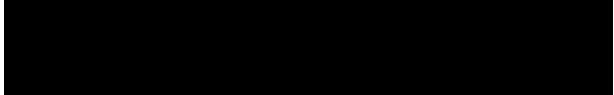
平成23年 6月10日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

1 取得する土地

土 地 の 所 在 地	種 別	数 量	取得予定価格
盛岡市上田字狐森 108番ほか6筆	宅地ほか	26, 578. 19m ²	102, 403, 083円

2 取得の方法 買入れ

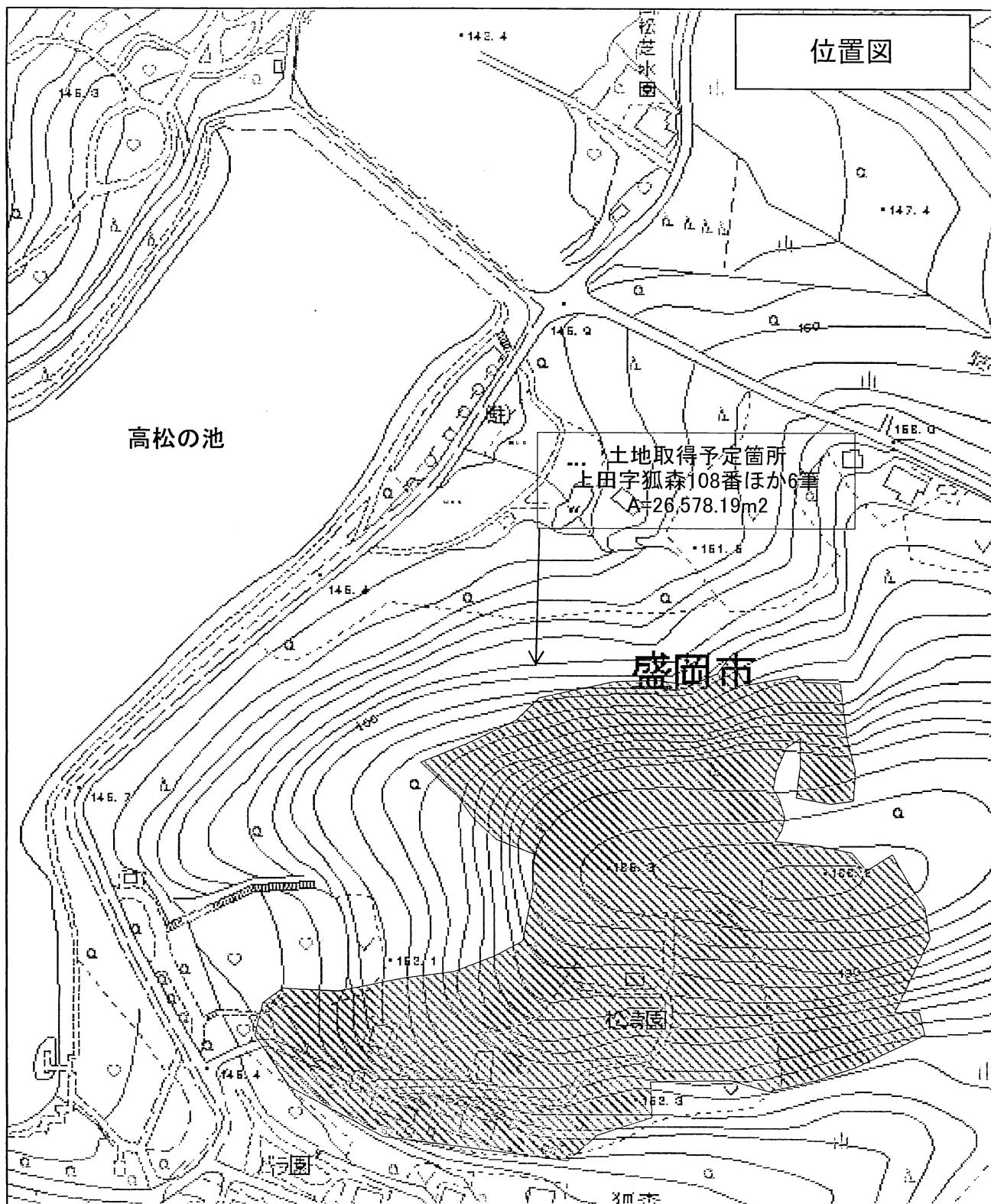
3 取得の相手方


4 見取図 別添による。

提案理由

公共用地とするため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び盛岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第15号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

土地取得見取図



議案第 95 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するものとする。

平成23年 6月10日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

1 取得する財産

種 別	名 称	数 量	取得予定価格
車両	ホイールローダ	1台	12,358,500円

2 取得の方法 買入れ

3 取得の相手方 兵庫県加古川市平岡町土山 509番地の1

株式会社KCMJ 代表取締役 花 房 新一郎

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び盛岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第15号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 96 号

市道の路線の認定、廃止及び変更について

市道の路線を次のとおり認定、廃止及び変更するものとする。

平成23年 6月10日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

1 路線の認定

整理番号	路 線 名	起 点	終 点
A b 743	緑が丘一丁目9号線	緑が丘一丁目89番10地先	緑が丘一丁目89番3地先
B b 464	東山一丁目19号線	東山一丁目 376番14地先	東山一丁目 376番18地先
C c 492	下太田歩行者専用道28号線	下太田柿14番1地先	下太田柿14番2地先
C d 5	舟場橋1号線	上厨川字柳原4番1地先	上太田字上川原 186番2地先
C d 6	舟場橋2号線	上太田字沼館13番地先	上太田字細工66番4地先
D c 583	厨川二丁目55号線	厨川二丁目18番59地先	厨川二丁目63番12地先

2 路線の廃止

整理番号	路 線 名	起 点	終 点
C a 4	泉屋敷向中野線	向中野字千刈田15番1地先	向中野字八日市場 6番18地先
C a 261	向中野11号線	向中野字道明12番3地先	向中野字道明13番地先
C a 315	向中野34号線	向中野字野原39番1地先	向中野字野原56番15地先
C a 316	向中野35号線	向中野字野原56番2地先	向中野字野原56番6地先
都 344	畠中・焼野線	飯岡新田4地割69番地先	飯岡新田4地割 155番1地先

3 路線の変更

整理番号	路 線 名	起 点		終 点	
C a 3	南仙北一丁目道明線	南仙北一丁目84番 7地先		新	向中野字五合田 115番 1地先
				旧	向中野字五合田 14番 1地先
都 7	仲街道線	新	飯岡新田 4 地割 156番 1地先	羽場 7 地割57地先	
		旧	飯岡新田 2 地割 119番 6地先		
都 115	野崎線	下飯岡14地割 241番地先		新	飯岡新田 4 地割 235番 1地先
				旧	飯岡新田 4 地割26番 地先

提案理由

道路法（昭和27年法律第 180号）第8条第2項及び第10条第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 97 号

岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少の協議について
平成23年9月26日から東磐井郡藤沢町を廃し、その区域が一関市に編入されることに伴い、東磐
井郡藤沢町を平成23年9月25日をもって岩手県市町村総合事務組合から脱退させることについて、
地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により協議するものとする。

平成23年6月10日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

提案理由

岩手県市町村総合事務組合を組織する市町の合併に伴い、廃止される東磐井郡藤沢町を岩手県市
町村総合事務組合から脱退させることの協議に関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第290条
の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 98 号

岩手県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約の協議について

平成23年9月26日をもって一関市に編入する藤沢町を平成23年9月25日をもって岩手県後期高齢者医療広域連合から脱退させること及び岩手県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年岩手県指令市町村第887号）を次のとおり変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により協議するものとする。

平成23年6月10日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

岩手県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

岩手県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年岩手県指令市町村第887号）の一部を次のように変更する。

第7条第1項中「34人」を「33人」に改める。

第8条第2項中「第118条第1項（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第95条の規定を準用する部分を除く。）」を「第118条」に改める。

別表第2備考3中「第50条第2項」を「第50条第2号」に改める。

附 則

この規約は、岩手県知事の許可のあった日から施行する。ただし、第7条第1項の改正規定は、平成23年9月26日から施行する。

提案理由

平成23年9月26日をもって一関市に編入する藤沢町を平成23年9月25日をもって岩手県後期高齢者医療広域連合から脱退させるとともに、岩手県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更するとの協議に関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の11の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第102号

専決処分につき承認を求ることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成23年6月10日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

盛岡市平成23年東北地方太平洋沖地震による災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する条例の制定について、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成23年5月27日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市平成23年東北地方太平洋沖地震による災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、平成23年東北地方太平洋沖地震による災害（以下「東北地方太平洋沖地震による災害」という。）の被害者の権利利益の保全等を図るため、行政上の権利利益に係る満了日の延長及び履行されなかった義務に係る免責に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「条例等」とは、市の条例及び規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程を含む。以下同じ。）をいう。

(行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置)

第3条 次に掲げる権利利益（以下「特定権利利益」という。）に係る条例等の施行に関する事務を所管する市の機関は、東北地方太平洋沖地震による災害の被害者の特定権利利益であってその存続期間が満了前であるものを保全し、又は当該特定権利利益であってその存続期間が既に満了したもの回復させるため必要があると認めるときは、平成23年8月31日を限度として、これらの特定権利利益に係る満了日を延長する措置をとることができる。

(1) 条例等に基づく行政庁の処分（平成23年3月11日以前に行ったものに限る。）により付与された権利その他の利益であって、その存続期間が同日以後に満了するもの

(2) 条例等に基づき何らかの利益を付与する処分その他の行為を当該行為に係る権限を有する市の機関に求めることができる権利であって、その存続期間が平成23年3月11日以後に満了するもの

- 2 前項の規定に基づく延長の措置は、告示により、当該措置の対象となる特定権利利益の根拠となる条例等の条項ごとに、当該措置の対象者及び当該措置による延長後の満了日を指定して行うものとする。
- 3 第1項の規定に基づく延長の措置のほか、同項第1号の行政庁又は同項第2号の市の機関（次項において「行政庁等」という。）は、東北地方太平洋沖地震による災害の被害者であって、その特定権利利益について保全又は回復を必要とする理由を記載した書面により満了日の延長の申出を行ったものについて、平成23年8月31日までの期日を指定してその満了日を延長することができる。
- 4 第1項又は前項の規定に基づく満了日の延長の措置を平成23年9月1日以後においても特に継続して実施する必要があると認められるときは、行政庁等は、第1項又は前項の例に準じ、特定権利利益の根拠となる条例等の条項ごとに新たに規則で定める日を限度として、当該特定権利利益に係る満了日を更に延長する措置をとることができる。
- 5 前各項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由がある場合における特定権利利益に係る期間に関する措置について他の条例等に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。
(期限内に履行されなかつた義務に係る免責に関する措置)

第4条 平成23年3月11日から同年6月29日までの間に条例等に規定されている履行期限が到来する義務（以下「特定義務」という。）であって、東北地方太平洋沖地震による災害により当該履行期限が到来するまでに履行されなかつたものが、同月30日までに履行されたときは、当該特定義務が東北地方太平洋沖地震による災害により履行されなかつたことについて、その不履行に係る行政上及び刑事上の責任（過料に係るものも含む。）は問われないものとする。

- 2 前項に定める免責の措置を平成23年7月1日以後においても特に継続して実施する必要があると認められるときは、規則で、特定義務の根拠となる条例等の条項ごとに、新たに、当該特定義務の不履行についての免責に係る期限を定めることができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、特定義務が災害その他やむを得ない事由によりその履行期限が到来するまでに履行されなかつた場合について他の条例等に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第103号

専決処分につき承認を求めるについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、
同法第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成23年6月10日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

盛岡市市税条例の一部改正について、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成23年5月26日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市市税条例の一部を改正する条例

盛岡市市税条例（昭和25年条例第16号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1条を加える。

（東日本大震災に係る雑損控除額等の特例）

第36条 所得割の納税義務者の選択により、法附則第42条第3項に規定する特例損失金額（以下この条において「特例損失金額」という。）については、平成22年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第36条の2の規定により控除された金額に係る当該特例損失金額は、その者の平成24年度以後の年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、平成23年において生じなかつたものとみなす。

2 前項の規定の適用を受けた所得割の納税義務者の同項の規定により適用される第36条の2の規定により控除された金額に係る特例損失金額が平成24年以後の各年において生じたものである場合における前項の規定の適用については、同項中「平成23年」とあるのは、「当該特例損失金額が生じた年」とする。

3 第1項前段の場合において、第36条の2の規定により控除された金額に係る特例損失金額のうちに、同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする施行令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第42条第3項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この条において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の平成24年度以後の年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、平成23年において生じなかつたものと

みなす。

- 4 第1項の規定の適用を受けた所得割の納税義務者の同項の規定により適用される第36条の2の規定により控除された金額に係る親族資産損失額が平成24年以後の各年において生じたものである場合における前項の規定の適用については、同項中「平成23年」とあるのは、「当該親族資産損失額が生じた年」とする。
- 5 第1項の規定は、平成23年度分の第38条第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第38条の2第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認められる場合を含む。）に限り、適用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。